

## 週休2日確保工事（土木工事）特記仕様書

令和7年7月1日版

1. 本工事は、建設業の労働環境を改善することを目的として実施する「鎌倉市週休2日確保工事（土木工事）」の対象工事である。
2. 本工事の実施にあたっては、次の(1)から(4)に取り組むこととする。
  - (1) 受発注者は、工事着手前の施工計画書作成段階において、工期全体に影響を与える事項について情報共有することとする。
  - (2) 受注者は、毎週、先週の実績と今週の計画工程を示した週間工程表を監督職員に提出する。
  - (3) 受注者は、当月分の「現場閉所実績報告書（別紙1）」を、翌月の5日までに監督職員に提出する。
  - (4) 受注者は、原則として、工事しゅん功届提出日の20日前（年始年末休暇6日間を除き、土曜日・日曜日・祝日等を含む）までに、最終月の「現場閉所実績報告書（別紙1）」及び対象期間全体の「現場閉所履行報告書（別紙2）」を作成し、監督職員へ提出する。
3. 本特記仕様書に記載のない事項については、受発注者間の協議によるものとする。
4. 本工事は、当初設計額の経費に「月単位の週休2日」を考慮した補正係数を乗じて補正を行っているため、月単位の週休2日を達成できなかった場合は、契約金額のうち該当する補正分を減額して契約変更を行うものとする。

また、「完全週休2日」を実施したと認められる場合は、別に定めた補正係数を乗じた補正分を増額する契約変更を行うものとする。
5. 本工事を実施するにあたり、週休2日確保工事である旨を明示する看板を公衆の見やすい場所に明示する。記載内容は、次の例を参考にして、大きさはA3サイズ以上とする。

### 週休2日に取り組む工事

**この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です。**

**発注者：鎌倉市（〇〇部〇〇課）**

**受注者：〇〇建設株**

6. 受注者が、月報に虚偽の記載を行う等、明らかに悪質な行為を行った場合には、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱うこととする。